

平成 2 6 (2014)年 版

**三原市の男女共同参画に  
関する年次報告**

**三原市**

# 目 次

「三原市男女共同参画プラン（第2次）」施策の体系・・・・・・・・・・	1
平成25年度 男女共同参画施策の実施状況・・・・・・・・・・	2
平成25年度 男女共同参画施策の進捗状況・・・・・・・・・・	14
平成25年度 事業報告(青少年女性課担当分)・・・・・・・・・・	15
資料	
三原市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・	21

## 年次報告書について

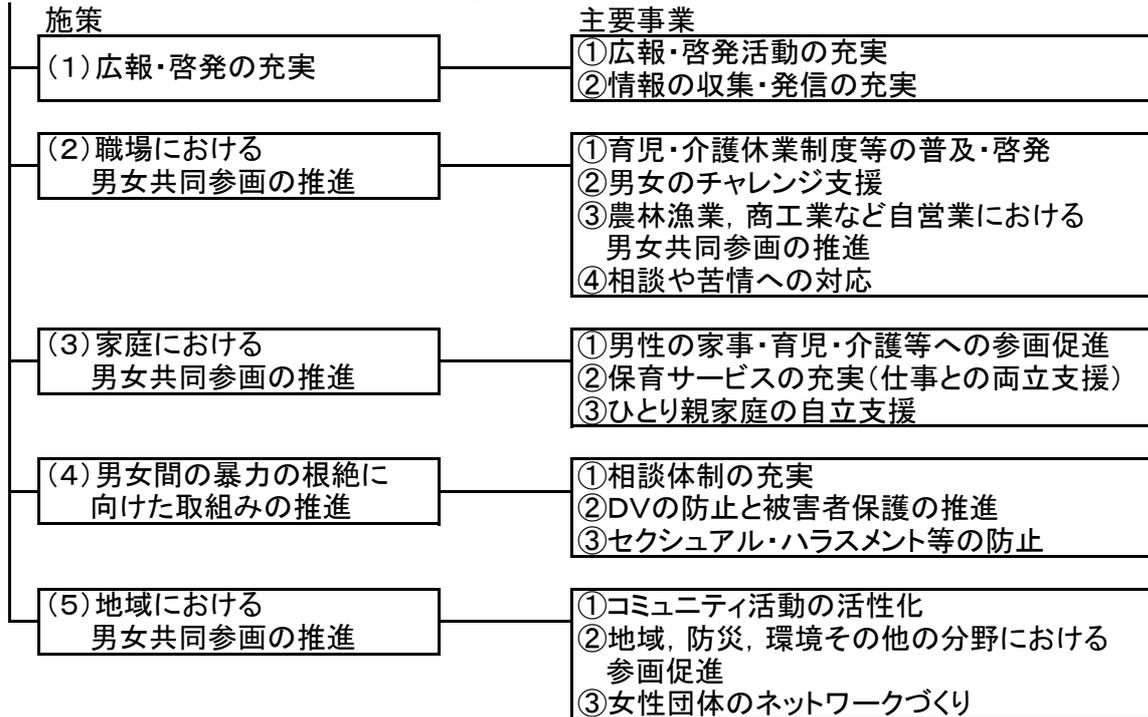
年次報告書は、「三原市男女共同参画推進条例」（平成23年10月施行）第16条に基づく年次報告として、平成25年度に本市が取り組んだ施策の実施状況とともに、「三原市男女共同参画プラン（第2次）」の進捗状況を示したものです。

# 「三原市男女共同参画プラン(第2次)」施策の体系

## 基本目標1 男女共同参画を進めるための人づくり



## 基本目標2 男女共同参画を実現するための環境づくり



## 基本目標3 男女共同参画を支える社会づくり



## 平成25年度 男女共同参画施策の実施状況

### ●基本目標1 男女共同参画を進めるための人づくり

#### 施策(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進

##### ①人材育成の充実

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
1	女性リーダーの育成	審議会などの委員をはじめ、政策・方針決定の場に参画できる女性の人材を育成するため、「女性リーダー育成塾(仮称)」の開催など学習機会の充実を図ります。 また、審議会など、政策・方針決定の場に参画できる女性委員候補者のリストに、育成塾受講者を登録し、活用促進を図ります。 さらに、女性リーダー育成塾受講者が中心となり、まちづくりの様々な分野において、男女共同参画の考え方に基づいた意識啓発や活動を推進するためのコーディネートを行います。 ●女性リーダー育成塾(仮称)の開催 ●女性委員候補者リストの作成	青少年女性課	165	・女性のための人材育成セミナーの開催 9/26男女共同参画社会づくりに向けて～第1歩は基本の“き”～ 10/3地域づくりにおけるコミュニケーションのポイント 10/10一人ひとりが輝くために～ワーク・ライフ・バランス～ 10/17変容する家族、変容する地域～高齢期を主体的に生きる～ 10/24これからの地域づくり～人材が人財となるために～
2	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会の理解を広めるとともに、人材育成の場としてセミナーを開催します。また、男性の参加を促進します。 ●市民企画の「三原いきいきセミナー」の開催	青少年女性課	70	8/24てくてく三原のまち再発見 11/2人形劇「泣いた赤鬼」ほか 12/8酪農教育ファーム食や命の大切さを学んで 1/18地域においての企業の使命 2/23せんべい布団に茶漬け～包まれて生きる女性的自然観を見直す～

##### ②審議会等における女性の参画促進

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
3	各種審議会における女性の参画促進	審議会などへ積極的に女性を登用するよう、関係課、関係機関などへ積極的に働きかけます。また、女性のいない審議会などの解消に努めます。 ●各種審議会における女性の参画促進	職員課	-	行政管理システムの名簿管理を使用して、1人が最大3つまで兼職とすることを委嘱する際に確認し、特定の人間に限定することのないように指導している。
4	各種審議会における女性の参画促進	審議会などへ積極的に女性を登用するよう、関係課、関係機関などへ積極的に働きかけます。また、女性のいない審議会などの解消に努めます。 ●各種審議会における女性の参画促進	青少年女性課	-	各関係機関の状況調査実施

#### 施策(2)教育・学習の促進

##### ①人権教育・啓発の推進

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
5	家庭における人権教育・啓発の推進	家庭における人権教育が推進されるよう、家庭教育に関する情報提供を行います。 ●人権啓発冊子などの配布・啓発ビデオの貸出	生涯学習課	8	まちづくり出前講座の人権分野のメニュー項目として推進する。
6	家庭における人権教育・啓発の推進	家庭における人権教育が推進されるよう、家庭教育に関する情報提供を行います。 ●人権啓発冊子などの配布・啓発ビデオの貸出	人権推進課	834	・人権啓発冊子の配布、啓発DVD等の貸出し ・人権啓発「ハワーハウス4つの基準判断」DVD1巻購入 ・人権擁護委員街宣啓発 2回
7	地域における人権教育・啓発の推進	各町内会、各事業所などが行う学習会や研修会へ人権啓発指導員を派遣し、住民一人ひとりの人権尊重の意識を高めるための啓発活動を行います。 ●地域への人権啓発指導員の派遣 ●人権啓発冊子などの配布・啓発ビデオの貸出	人権推進課	3,078	・各町内会、事業所等へ人権啓発指導員の派遣 ・DVD等貸出 17件 ・人権啓発指導員派遣 23回
8	地域における人権教育・啓発の推進	地域において人権に関する教育、啓発に取り組むことができるよう社会教育団体の活動やボランティア活動への支援を行います。	生涯学習課	-	
9	地域における人権教育・啓発の推進	地域において人権に関する教育、啓発に取り組むことができるよう社会教育団体の活動やボランティア活動への支援を行います。	人権推進課	907	・憲法を学ぶ市民の集い「家族と憲法」 60名参加 ・人権講演会 落合恵子「いのちの感受性」 310名参加 ・人権講演会(三原・本郷・大和人権文化センター)12講座
10	学校等における人権教育・啓発の推進	学校、幼稚園、保育所などにおいては、あらゆる教育活動を通じて人権教育を行います。 ●人権意識を高めるための、体験・参加型学習の導入	学校教育課	-	学校の教育活動の中で、自他の違いを認め、他者を大切にす る指導を行った。小学校においては、宿泊体験学習等を通して、仲間と協力して生活することを通して、人権感覚を養う取 組を行った。

NO.	事業	内 容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内 容
11	学校等における人権教育・啓発の推進	学校、幼稚園、保育所などにおいては、あらゆる教育活動を通じて人権教育を行います。 ●人権意識を高めるための、体験・参加型学習の導入	子育て支援課	-	人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
12	学校等における人権教育・啓発の推進	学校、幼稚園、保育所などにおいては、あらゆる教育活動を通じて人権教育を行います。 ●人権意識を高めるための、体験・参加型学習の導入	人権推進課	64	・人権啓発冊子の配布、アニメ上映会の開催 ・アニメ出前講座 14件 ・人権の花運動 3小学校 ・人権書道展 4会場

## ②学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

NO.	事業	内 容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内 容
13	男女平等を推進する教育・学習の充実	乳幼児時期から子どもの発達段階に応じ、男女平等の意識を育てる教育を行います。 学校教育においては、新学習指導要領の内容に即した年間指導計画を作成し実施します。 また、保育士や教員に対して、男女平等意識を育成するための研修を実施し、資質の向上に努めます。	子育て支援課	-	男女共同参画社会の推進とともに、子どもも、職員も、保護者も、一人一人の可能性を伸ばし、自己実現を図っていくことを目標に、保育を実施し、研修を行う。
14	男女平等を推進する教育・学習の充実	乳幼児時期から子どもの発達段階に応じ、男女平等の意識を育てる教育を行います。 学校教育においては、新学習指導要領の内容に即した年間指導計画を作成し実施します。 また、保育士や教員に対して、男女平等意識を育成するための研修を実施し、資質の向上に努めます。	学校教育課	-	各幼稚園、小中学校において年間指導計画を策定し、幼稚園教育要領及び学習指導要領に則り指導した。また、幼稚園教諭、保育士を対象に、経験年数に応じたキャリア別研修を実施した。
15	多様な選択を可能にする教育の充実	子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活などについて、性別にとらわれず多様な選択ができるよう、指導の充実を図ります。 また、小中連携による指導計画の作成を推進します。	学校教育課	-	市内各学校において、キャリア教育を進め子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活について、性別にとらわれず多様な選択が出来るよう指導し、また、社会科、家庭科、保健体育、道徳の授業を通して、基本的な人権の大切さや、男女が協力して生活することの大切さを指導した。
16	教材や指導資料等の調査・研究	教材や指導資料、教育内容について男女共同参画の視点で調査・研究を行うと共に、新学習指導要領の内容に即した年間指導計画を作成し実施します。	学校教育課	-	道徳の授業で使用するために作成した自主教材を市内各校で共有した。また、年間指導計画を作成し、計画的に指導した。

## ③教育・学習機会の充実

NO.	事業	内 容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内 容
17	多様な学習機会の提供	中央公民館をはじめとする社会教育施設が連携し、各種の生涯学習の機会を積極的に提供します。	生涯学習課	11,262	中央公民館などの主催教室の開催、市民講座の開催、文化ホールでの講演会開催。
18	学習活動への参加の推進	職業をもつ男女、育児中の女性など誰もが参加しやすいように、託児の充実や時間帯や場所の工夫に努めます。	生涯学習課	141	ドット子育て講座の開催時に託児を設けた。
19	学習活動への参加の推進	職業をもつ男女、育児中の女性など誰もが参加しやすいように、託児の充実や時間帯や場所の工夫に努めます。	青少年女性課	-	いきいきセミナーや講演会の開催は、過去のアンケート調査の結果から参加しやすい土日の昼間に開催している。
20	男女の家事・育児・介護能力の育成	関連する各種講座などの中で、男女の家事・育児・介護能力の向上を図るためのプログラムを組み入れます。	保健福祉課	138	マタニティスクール6回(35人)
21	男女の家事・育児・介護能力の育成	関連する各種講座などの中で、男女の家事・育児・介護能力の向上を図るためのプログラムを組み入れます。	生涯学習課	421	ドット子育て講座 7・11・3月の3回開催
22	男女の家事・育児・介護能力の育成	関連する各種講座などの中で、男女の家事・育児・介護能力の向上を図るためのプログラムを組み入れます。	青少年女性課	-	人材育成セミナーでワークライフバランスの講座を実施
23	世代別教育プログラムの整備・充実	子育てや家事の分担、介護など、男女共同参画を考える生活課題は、世代によって異なっており、また、男女平等などに関する意識や価値観も世代間で異なることから、多様な世代に適した教育プログラムを整備・充実させ、関係団体などにおける利用促進を図ります。	生涯学習課	-	講演会やセミナーの開催
24	世代別教育プログラムの整備・充実	子育てや家事の分担、介護など、男女共同参画を考える生活課題は、世代によって異なっており、また、男女平等などに関する意識や価値観も世代間で異なることから、多様な世代に適した教育プログラムを整備・充実させ、関係団体などにおける利用促進を図ります。	青少年女性課	-	多彩な講演会やセミナーを開催

●基本目標2 男女共同参画を実現するための環境づくり

施策(1) 広報・啓発の充実

① 広報・啓発活動の充実

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
25	情報誌「with YOU」の発行	男女共同参画社会の実現を目指す情報誌を発行します。より多くの人目に留まるようPRに努めます。	青少年女性課	411	年1回(11月)発行 44,000部
26	あらゆる機会における広報・啓発活動の充実	広報紙、市のホームページ、その他各種情報誌、啓発紙などあらゆる機会、媒体を活用して「三原市男女共同参画プラン」について広報・啓発を推進し、「男女共同参画社会」の理念や内容の普及・啓発に努めます。	青少年女性課	-	・市のホームページに掲載 ・出前講座による広報、啓発 ・情報誌「with YOU」の発行
27	あらゆる機会における広報・啓発活動の充実	広報紙、市のホームページで「三原市男女共同参画プラン」の広報・啓発をし、広報人権啓発シリーズのコーナーで、内容の普及・啓発をします。	秘書広報課	-	広報誌などで、講演会などの告知を行った。
28	あらゆる機会における広報・啓発活動の充実	協働の担い手となる団体などの活動情報、まちづくりや協働事業の情報などを集約し共有できる市民協働ホームページを活用し、効果的な広報活動を行います。 ●市民協働ホームページの充実	政策企画課	840	トップページアクセス件数 28,804件 活動団体情報更新件数 695件

② 情報の収集・発信の充実

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
29	情報の収集・提供と市民意識の把握	男女共同参画に関する各種情報の収集・提供、定期的な調査実施などによる市民意識の把握を行います。	青少年女性課	-	・21世紀職業団体からの情報収集 ・エソール広島からの情報を市内施設等で提供

施策(2) 職場における男女共同参画の推進

① 育児・介護休業制度等の普及・啓発

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
30	育児・介護休業制度の普及および取得に向けた意識啓発	事業所における育児・介護休業制度の一層の普及を促進するため、企業訪問や西部工業団地協議会などを通じて事業所への啓発に努めます。市民に対しても、各種講座や研修会などの学習機会や、広報紙、市のホームページ、その他各種情報誌、啓発紙などあらゆる機会や手段を活用し、育児・介護休業取得に向けた意識啓発を行います。	商工振興課	-	関係機関との連携により、制度の普及啓発 チラシ・ポスター等の掲示
31	子ども看護・休暇制度の啓発	子どもの看護のための休暇制度について、企業訪問や西部工業団地協議会などを通じて事業所への啓発に努めます。	商工振興課	-	関係機関との連携により、制度の普及啓発 チラシ・ポスター等の掲示
32	育児支援等各種の情報提供	育児休業取得者、育児を行う就業に対する育児支援などの、国・県の関係諸施策や各種制度の広報・情報提供に努め、関係団体と連携して啓発に努めます。また、企業訪問や西部工業団地協議会などを通じて事業所への啓発に努めます。	商工振興課	-	関係機関との連携により、制度の普及啓発 チラシ・ポスター等の掲示
33	女性就労者健康管理啓発事業	妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護を図るため、企業訪問や西部工業団地協議会などを通じて事業所への啓発に努めます。	商工振興課	-	関係機関との連携により、制度の普及啓発 チラシ・ポスター等の掲示

② 男女のチャレンジ支援

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
34	再就職への支援	ハローワークと連携し、職業紹介、就労情報の提供に努めます。また、再就職に役立つ知識や技術を身につける機会の提供に努めます。	商工振興課	110	就職ガイダンスの開催(2回) 参加事業所 56社 参加者90名 介護・福祉施設見学会の開催(2回) 実施施設 3ヶ所 参加者27名
35	職業能力開発のための支援	男女の職業能力を高めるための学習機会の充実を図ります。また、職業訓練施設や資格取得のための講座について情報提供をします。	商工振興課	8,450	職業的能力の開発・向上のための場所を提供するため、三原市ゆめきやりあセンターを運営 施設利用者数:18,518人

NO.	事業	内 容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内 容
36	起業家育成のための情報提供	起業を目指す男女に対して、情報提供や経営能力向上のための講座、相談会などを開催します。	商工振興課	203	起業化支援セミナーの開催（参加者7人） 起業促進に係る支援施策の検討（三原市起業化促進検討会議の設置）

### ③農林漁業、商工業など自営業における男女共同参画の推進

NO.	事業	内 容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内 容
37	女性の地位確立と経営責任の分担	男女が対等なパートナーとして、互いに協力して経営と生活両分野に参画できるよう啓発と普及に努めます。 ●家族経営協定の締結	農林水産課	-	認定農業者の更新時に対象者に対して啓発した。
38	女性の地位確立と経営責任の分担	男女が対等なパートナーとして、互いに協力して経営と生活両分野に参画できるよう啓発と普及に努めます。 ●家族経営協定の締結	農業委員会	-	なし
39	女性の経済的な自立の促進	加工品の製造や販売など経営の多角化を進め、女性の生産技術の向上や販路拡大を支援します。 ●女性の参画による「6次産業化」など経営の多角化の促進	農林水産課	-	加工品の製造・加工により女性の経済的な自立を促進した。
40	経営能力向上のための支援	女性の経営や事業への参画を促進するため、経営に関するセミナーの開催や情報提供を行います。 ●起業家支援セミナーの開催	商工振興課	203	起業化支援セミナーの開催（参加者7人） 起業促進に係る支援施策の検討（三原市起業化促進検討会議の設置）

### ④相談や苦情への対応

NO.	事業	内 容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内 容
41	労働に関する相談や苦情への対応	パートタイム労働や女性労働者、外国人労働者を含め、職場における労働条件や労働環境などに関する相談窓口の周知を図ります。また、関係機関との連携を強化し、女性が働く上での悩みや心配事を相談できるしくみをつくり、相談機能の充実に努めます。さらに、労働条件や労働環境などに関する差別的取扱いや男女共同参画を阻害する要因を含んだ相談、苦情などに対して、関係機関と連携して事業者への指導を行うなど、適切な対応に努めます。 ●市広報による啓発・市民学習会の開催による啓発	商工振興課	-	関係機関との連携により、制度の普及啓発 チラシ・ポスター等の掲示
42	労働に関する相談や苦情への対応	パートタイム労働や女性労働者、外国人労働者を含め、職場における労働条件や労働環境などに関する相談窓口の周知を図ります。また、関係機関との連携を強化し、女性が働く上での悩みや心配事を相談できるしくみをつくり、相談機能の充実に努めます。さらに、労働条件や労働環境などに関する差別的取扱いや男女共同参画を阻害する要因を含んだ相談、苦情などに対して、関係機関と連携して事業者への指導を行うなど、適切な対応に努めます。 ●市広報による啓発・市民学習会の開催による啓発	人権推進課	60	・市広報により啓発 ・三原市取引業者等 인권問題研修会の開催 245名参加
43	労働に関する相談や苦情への対応	パートタイム労働や女性労働者、外国人労働者を含め、職場における労働条件や労働環境などに関する相談窓口の周知を図ります。また、関係機関との連携を強化し、女性が働く上での悩みや心配事を相談できるしくみをつくり、相談機能の充実に努めます。さらに、労働条件や労働環境などに関する差別的取扱いや男女共同参画を阻害する要因を含んだ相談、苦情などに対して、関係機関と連携して事業者への指導を行うなど、適切な対応に努めます。 ●市広報による啓発・市民学習会の開催による啓発	青少年女性課	-	関係部署と連携及び情報の共有
44	企業における人権教育・啓発の推進	企業内研修への講師派遣や研修材料としての啓発リーフレットの作成・配布、取引業者など人権問題研修会への参加要請、三原市人権推進企業関係者協議会への入会要請などを行います。 ●企業内研修への講師派遣や研修材料の提供	商工振興課	-	三原市人権推進企業関係者協議会への加入促進 加入企業 70社 同協議会会員企業の社内研修等への講師派遣 研修会実施 7社
45	企業における人権教育・啓発の推進	企業内研修への講師派遣や研修材料としての啓発リーフレットの作成・配布、取引業者など人権問題研修会への参加要請、三原市人権推進企業関係者協議会への入会要請などを行います。 ●企業内研修への講師派遣や研修材料の提供	人権推進課	220	・企業内研修へ人権啓発指導員を派遣 23回 ・啓発パンフレット「人権について考える2014」500部、 「仕事・人権」500部作成 ・DVD貸出 17件

### 施策(3)家庭における男女共同参画の推進

#### ①男性の家事・育児・介護等への参画促進

NO.	事業	内 容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内 容
46	男性の家事・育児・介護等への参画促進	男性を対象とした家事、育児、介護などの講座を充実させ、事業所や地域での実施を促進することで、男性の技能向上に努めます。特に、男性を対象とした介護講座を開催し、介護に直面する男性を支援します。 ●男性料理教室の開催 ●ドキドキ子育て講座の開催 ●パパ応援プログラム ●男性向け介護教室の開催 ●家族介護者交流事業の実施	保健福祉課	31	男性料理教室 三原市食生活改善員連絡協議会が実施。5回50人

NO.	事業	内 容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内 容
47	男性の家事・育児・介護等への参画促進	男性を対象とした家事、育児、介護などの講座を充実させ、事業所や地域での実施を促進することで、男性の技能向上に努めます。特に、男性を対象とした介護講座を開催し、介護に直面する男性を支援します。 ●男性料理教室の開催 ●ドキドキ子育て講座の開催 ●パパ応援プログラム ●男性向け介護教室の開催 ●家族介護者交流事業の実施	生涯学習課	421	ドキドキ子育て講座7・11・3月の3回開催
48	男性の家事・育児・介護等への参画促進	男性を対象とした家事、育児、介護などの講座を充実させ、事業所や地域での実施を促進することで、男性の技能向上に努めます。特に、男性を対象とした介護講座を開催し、介護に直面する男性を支援します。 ●男性料理教室の開催 ●ドキドキ子育て講座の開催 ●パパ応援プログラム ●男性向け介護教室の開催 ●家族介護者交流事業の実施	子育て支援課	100	パパ対象の育児応援事業を実施 延べ参加者:179人
49	男性の家事・育児・介護等への参画促進	男性を対象とした家事、育児、介護などの講座を充実させ、事業所や地域での実施を促進することで、男性の技能向上に努めます。特に、男性を対象とした介護講座を開催し、介護に直面する男性を支援します。 ●男性料理教室の開催 ●ドキドキ子育て講座の開催 ●パパ応援プログラム ●男性向け介護教室の開催 ●家族介護者交流事業の実施	高齢者福祉課	43	男性料理教室 ・補助金により、三原市食生活改善推進員連絡協議会が実施。7回87人 ・社協事業 12回137人
50	男性の家事・育児・介護等への参画促進	男性を対象とした家事、育児、介護などの講座を充実させ、事業所や地域での実施を促進することで、男性の技能向上に努めます。特に、男性を対象とした介護講座を開催し、介護に直面する男性を支援します。 ●男性料理教室の開催 ●ドキドキ子育て講座の開催 ●パパ応援プログラム ●男性向け介護教室の開催 ●家族介護者交流事業の実施	青少年女性課	-	
51	育児・介護休業制度の定着	関係機関との連携の下、事業所に対して、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度の普及・啓発を推進します。	商工振興課	-	関係機関との連携により、制度の普及啓発 チラシ・ポスター等の掲示
52	育児・介護休業制度の定着	関係機関との連携の下、事業所に対して、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度の普及・啓発を推進します。	青少年女性課	-	関係部署と連携及び情報の共有

## ②保育サービスの充実(仕事との両立支援)

NO.	事業	内 容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内 容
53	通常保育事業(認可保育所)	保護者が仕事や病気などで子どもを保育することができない場合に、保育所において保育を実施します。 ●通常保育事業の実施(待機児童ゼロの継続)	子育て支援課	1,237,611	通常保育児童数(H26.3.1現在) 公立保育所:803人 私立保育所:953人 合計:1,756人
54	延長保育事業	開所時間を超える保育の実施について継続するとともに、箇所数の増加については需要の動向を見極めながら検討します。 ●延長保育事業の実施	子育て支援課	51,397	公立保育所3か所、私立保育所9か所で開催 延べ利用人数:17,426人
55	一時預かり事業	保護者の冠婚葬祭、傷病などの緊急時に一時的に行う保育事業の充実を図ります。登録をしていない児童についても受け入れできるよう取り組みます。	子育て支援課	12,480	公立保育所2か所、私立保育所4か所で開催 延べ利用人数:8,755人
56	夜間保育事業	午後8時以降の保育の実施について、需要の動向を見極めながら実施に努めます。	子育て支援課	-	事業なし
57	休日保育事業	日曜、祝祭日の保育について、需要の動向を見極めながら、充実に努めます。 ●休日保育事業の実施	子育て支援課	1,335	私立保育所1か所の実施 延べ利用人数:208人
58	病児・病後児保育事業	児童などが病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所、病院などの専用スペースにおいて、一時的に預かります。また、病児保育の実施について検討します。 ●病児・病後児保育事業の実施	子育て支援課	17,490	病児対応型:公立保育所1か所で開催 延べ利用人数:51人 病後児対応型:私立保育所1か所で開催 延べ利用人数:141人 体調不良児対応型:私立保育所2か所で開催 延べ利用人数:519人
59	家庭的保育事業	一定の基準により保育ママとして認定した保育者(家庭的保育者)の居宅において、少人数の3歳未満児を保育します。	子育て支援課	-	事業なし
60	短期預かり支援事業	家庭の保護者が疾病などの理由により、家庭での児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に養育します。	子育て支援課	-	事業なし
61	受け入れ児童の拡充	市立幼稚園の受け入れ児童の拡充を図るため、3歳児及び満3歳児の受け入れについて検討します。	教育振興課	-	検討

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
62	一時預かり事業	希望する園児を対象に、幼稚園で預かり保育の導入について取り組みます。 ●一時預かり保育事業の実施	教育振興課	-	私立幼稚園で実施

### ③ひとり親家庭の自立支援

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
63	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、親子ともに安定した生活を送れるよう自立支援を図ります。また、対象者が適切に支援を受けることができるよう、普及啓発に継続して取り組みます。 ●ひとり親家庭等医療費給付事業の実施 ●児童扶養手当支給事業の実施 ●母子家庭自立支援給付事業(教育訓練給付、高等技能訓練促進費)の実施 ●母子自立支援相談の実施	子育て支援課	376,426	●ひとり親家庭等医療費給付事業 30,737千円 ●児童扶養手当支給事業 329,658千円 ●母子家庭自立支援給付事業 16,031千円

## 施策(4)男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進

### ①相談体制の充実

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
64	女性相談事業	様々な問題を抱えた女性が相談しやすい相談体制の充実を図ります。 ●女性相談員の設置 ●相談しやすい体制	社会福祉課	1,599	女性相談室に婦人相談員1名を配置。個室を設け、引き続き相談しやすい体制をとっている。また、電話相談も受け付けている。
65	関係機関との連携強化	県関係機関や警察などと連携し、配偶者への暴力(DV)の防止に努め、相談体制を整備、充実します。	社会福祉課	62	広島県・警察などと連携をとり、被害者や被害者の家族を含め、加害者からの被害を防ぐよう努めた。

### ②DVの防止と被害者保護の推進

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
66	あらゆる人に対する暴力の防止	人権に関する意識啓発を図り、あらゆる人に対する暴力を容認しない社会環境をつくるための啓発を推進します。 ●市広報紙による啓発や市民学習会などによる啓発 ●あらゆる人に対する暴力防止の啓発	人権推進課	-	・市広報に「人権ひろば」を掲載
67	DVの防止	講座の開催やパンフレットの作成配布など、DVについての認識を深め、DV防止に向けた啓発に努めます。	社会福祉課	-	女子トイレにパンフレットを設置。DVとDV相談場所の周知啓発に努めた。
68	DVの防止	講座の開催やパンフレットの作成配布など、DVについての認識を深め、DV防止に向けた啓発に努めます。	人権推進課	-	・市広報に人権相談・子どもの人権相談・女性の人権相談の問い合わせ先を掲載
69	被害者保護の推進	相談体制の充実を図るとともに、関係機関とのネットワークを確立し、被害者保護と自立を支援する取組みを強化します。	社会福祉課	-	必要に応じ、警察・広島県・児童福祉部門などと連携をとり、避難した被害者が安心して暮らせるよう、情報提供などを行った。
70	被害者保護の推進	相談体制の充実を図るとともに、関係機関とのネットワークを確立し、被害者保護と自立を支援する取組みを強化します。	人権推進課	9,404	・人権相談員による相談事業を実施

### ③セクシュアル・ハラスメント等の防止

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
71	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発	セミナーの開催などにより、事業者や男女労働者に対する啓発や情報提供を行います。	青少年女性課	-	関係部署と連携及び情報の共有

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
72	ストーリー行為防止対策	広報紙による啓発や、警察広報への協力などにより、つきまとい、待ち伏せなどのストーリー行為に対する自己防衛策、相談窓口などの周知に努めます。	生活環境課 (市民生活係)	-	広報みはら「くらしの無料相談窓口」において毎月、「女性の人権相談」を紹介。 (人権推進課)

## 施策(5) 地域における男女共同参画の推進

### ①コミュニティ活動の活性化

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
73	地域社会での男女共同参画意識の啓発	自治会、PTA活動、老人会など各種の地域活動において、性別にとらわれない参加、役割分担を促進し、意思方針決定の場においても女性が主体的に関わることを啓発します。 ●地域別ミニ集会の開催	青少年女性課	-	地域別ミニ集会(出前講座)を開催し、各地域に出向き男女共同参画に関する啓発をした。
74	住民協働の推進	市民活動団体や住民組織の新しい発想や柔軟性、専門性などを十分に活かした提案を募集し、提案団体と市が対等な立場で相互の責任と役割分担の下に協働して取り組む「市民提案型協働事業」を推進します。	政策企画課	3,610	2テーマで8事業実施 (内訳) ・健康 5団体 ・教育 3団体
75	地域における政策・方針決定過程への女性の参画	町内会・自治会、地域活動組織などに対し、政策・方針決定の場へ女性の参画を促進するよう働きかけます。 ●地域別ミニ集会の開催	青少年女性課	-	地域別ミニ集会(出前講座)を開催し、各地域に出向き男女共同参画に関する啓発をした。
76	コミュニティ施設の整備・充実	公民館やコミュニティセンターなどの整備・充実を図り、より利用しやすいコミュニティ活動の場の提供に努めます。また、住民による自主的な管理・運営体制の整備を図ります。	生涯学習課	21,549	中央公民館、各コミュニティセンター、公民館、地域拠点施設(本郷・久井・大和)、地域学習センターの整備及び修繕を実施し、学習環境の充実を図った。

### ②地域、防災、環境その他の分野における参画促進

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
77	自主防災組織の育成	自治会単位での自主防災組織の育成に努めます。また、自主防災組織における女性役員の育成を図り、地域防災における女性の参画促進を図ります。	生活環境課 危機管理室	1,695	H24年度に続き、自主防災組織設立時の設備整備等の支援(5~30万円)を行い、設立後の防災資機材支援の補助(5万円)と育成・活性化支援(1万円)を実施した。また、新規事業として、組織の育成支援のため地域防災リーダー養成講座を行い男女合わせて48名(内女性5名)が修了した。
78	女性消防団員の確保	女性団員を採用し、地域における防火・防災活動を行います。	警防課	150	女性消防団員の現員数:11名 町内会、事業所、イベント等の救命講習で応急手当を25回指導した。
79	コミュニティ活動等の情報や参画機会の提供	男女がともにコミュニティ活動に参加できるよう、地域づくり、ボランティア活動、防災活動、環境保全活動など多様な地域活動の情報や参画機会を提供するとともに、学習機会を充実します。 ●地域づくりやボランティア活動などに関する学習機会の充実	政策企画課	200	まちづくり連続講座の開催 市民活動団体や住民組織を対象とした、地域活性化をテーマに全3回の講座を開催 ・参加者 53人
80	コミュニティ活動等の情報や参画機会の提供	男女がともにコミュニティ活動に参加できるよう、地域づくり、ボランティア活動、防災活動、環境保全活動など多様な地域活動の情報や参画機会を提供するとともに、学習機会を充実します。 ●地域づくりやボランティア活動などに関する学習機会の充実	生活環境課 (環境政策係)	200	みはら環境会議及び地域会議の運営支援
81	コミュニティ活動等の情報や参画機会の提供	男女がともにコミュニティ活動に参加できるよう、地域づくり、ボランティア活動、防災活動、環境保全活動など多様な地域活動の情報や参画機会を提供するとともに、学習機会を充実します。 ●地域づくりやボランティア活動などに関する学習機会の充実	生活環境課 (市民生活係)	-	各季の交通安全運動期間中に啓発キャンペーンを実施し、女性会等男女が共に活動できるイベントを実施

### ③女性団体のネットワークづくり

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
82	女性団体のネットワークづくりの推進	女性の人材情報を整備します。また、女性団体やグループの連携強化を図ります。 ●みはらウィメンズネットワークなど団体ネットワークづくりの推進	青少年女性課	300	みはらウィメンズネットワークの理事会を6回開催し、女性団体の情報交換と連携強化を図った。 みはらウィメンズネットワークに男女共同参画推進事業として、講演会の開催や、人材育成事業等を委託した。

●基本目標3 男女共同参画を支える社会づくり

施策(1)市民団体等との協働による男女共同参画の推進

①市民団体等との協働

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
83	市民団体等との協働	女性リーダー育成塾受講者や女性団体が中心となり、まちづくりの様々な分野において活動する市民団体が、男女共同参画の視点をもって活動できるようにしていきます。	青少年女性課	-	みはらウィメンズネットワークが、いきいきセミナーの企画運営を担当した。

②出前講座の充実

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
84	出前講座の周知	各課が実施している出前講座について、情報提供を積極的に行い、市民が利用しやすいようにしていきます。 ●出前講座の開催	全課	-	出前講座の実施回数867回、参加者数34,920人。
85	講座内容の充実	各講座内容については、男女共同参画の視点を取り入れたものとなるよう、講座の内容を再検討します。	全課	-	

③男女共同参画に関する講座の開催

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
86	老人大学、女性団体等との連携による講座の開催	老人大学などの講座の中で、男女共同参画に関する講座の開催に努めるほか、女性団体との連携による出前講座の開催を推進します。	生涯学習課	-	老人大学教養講座として、男女共同参画講座を開催 女性団体と連携し、男女共同参画をテーマとした出前講座実施
87	老人大学、女性団体等との連携による講座の開催	老人大学などの講座の中で、男女共同参画に関する講座の開催に努めるほか、女性団体との連携による出前講座の開催を推進します。	青少年女性課	34	老人大学の教養講座で男女共同参画講演会を開催した。 5/27男女共同参画の意義とまちづくり

施策(2)生涯を通じた健康づくり支援

①健康教育・健康相談・健康診査等の充実

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
88	健康教育・健康相談	地域の要望や実情に合わせ、栄養や食生活に関する教室や相談を実施します。 ●食育推進事業(朝食を食べる人の割合)	保健福祉課	4,480	健康教育(センター・出前):123回2,479人 健康相談(センター・出前):131回1,018人 がんフォーラム:1回330人 COPD予防イベント:1回43人(再掲:健康相談に計上) 食生活改善推進員養成講座:14回(受講者実人員24人) レシビ募集(小・中・高・一般):1,274作品 キッズチャレンジ教室:7回109人 食育の日の普及啓発:食育のぼり設置50ヶ所 食育標語募集:1,731人 食育講演会:115人
89	健康診査	がん、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るとともに、健康管理に関する正しい知識の普及を行い、生活習慣の改善に結びつけることを目的に実施します。 ●がん検診推進事業(乳がん検診の受診率)	保健福祉課	90,967	個別医療機関健康診査46医療機関 地域集団健康診査19会場 がん検診推進事業(乳・子宮・大腸がんクーポン券8,392通送付) 休日健診開設(医師会病院 年10日)

②健康づくり支援

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
90	壮年期からの健康づくり	誰もがいきいきと高齢期を迎えられるよう、また、高齢期においても健康を保ち、生きがいのある生活を送れるよう、壮年期から高齢期にかけての健康づくりを推進します。	保健福祉課	2,743	健康づくり推進員研修講座6回(受講者実人員238人) 運動普及リーダー育成講座6回(受講者実人員29人) 市長と歩こう!健康ウォーキング大会1回240人 運動普及リーダーによる地域別ウォーキング大会1035人 健康遊具の紹介とウォーキング講習会1回37人 ラジオ体操の普及啓発525人 保健福祉まつり1回、さわやか健康体操:月8回、さわやか広場健康づくりフォークダンス教室月6回
91	心身の疲労に対する健康づくり支援	過労や長時間労働による心身の疲労がたまりがちな人に対し、メンタルヘルスの面からの健康づくりを支援します。 ●精神保健福祉事業	保健福祉課	2,885	相談・訪問 2,448件、こころの何でも相談 10回(24件) 社会復帰相談支援事業40回(159人)、家族の集い5回(24人)、自殺予防対策講演会1回(500人)、こころネットみはらまつり1回(370人)、やさしい精神保健福祉講座4回(221人)、ゲートキーパー養成研修8回(254人)
92	エイズや性感染症に関する知識の普及	エイズや性感染症に関する正しい知識や相談・検査体制について広報紙や情報誌などで普及・啓発を図ります。また、学校教育における保健体育科や家庭科において、新学習指導要領の内容に即した年間指導計画を作成し、正しい知識の普及を行います。	保健福祉課	44	性感染症リーフレットを成人式で配布800冊
93	エイズや性感染症に関する知識の普及	エイズや性感染症に関する正しい知識や相談・検査体制について広報紙や情報誌などで普及・啓発を図ります。また、学校教育における保健体育科や家庭科において、新学習指導要領の内容に即した年間指導計画を作成し、正しい知識の普及を行います。	学校教育課	-	各学校において、年間指導計画を策定し、保健体育や家庭科において、感染症等に関する正しい知識を身に付けるよう指導した。

③安心・安全に妊娠・出産できる環境整備

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
94	安心・安全に妊娠・出産できる環境整備	夫婦で共に協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙などを啓発、推進します。不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。 ●妊婦健診公費助成事業 ●お父さん手帳の配布 ●マタニティスクール	保健福祉課	59,827	妊婦一般健康診査14回、検査券1回、クラミジア1回、子宮頸がん1回を妊婦1人につき交付 お父さん手帳 母子健康手帳と一緒に配布 マタニティスクール6回(35人)
95	安心・安全に妊娠・出産できる環境整備	夫婦で共に協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙などを啓発、推進します。不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。 ●妊婦健診公費助成事業 ●お父さん手帳の配布 ●マタニティスクール	子育て支援課	163	お父さん手帳の配布 850部
96	母子保健推進員活動の充実	訪問などを通して、地域での育児・子育て支援を行います。	保健福祉課	2,186	全市で60人委嘱 家庭訪問 2318 件 母子保健事業への協力 118 回 自主活動 17回(参加者 387組)

④地域医療の充実

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
97	地域医療の充実	かかりつけ医から地域の中核的病院までの医療機関が相互に有機的に連携した地域医療サービス提供システムの整備を図ります。	保健福祉課	70,387	在宅当番医制事業運営委託料 4,786千円 救急医療情報システム運営費負担金 477千円 病院群輪番制病院運営費補助 30,974千円 休日・夜間急患センター運営費補助 34,150千円

⑤生涯スポーツの推進

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
98	生涯スポーツの推進	市民の誰もが健やかな生活を送ることができるよう、スポーツ施設の整備・充実を図り、生涯にわたって気軽にスポーツにふれ親しむことができる機会の確保と生涯スポーツの推進を図ります。 ●各種スポーツ教室運営事業の実施	スポーツ振興課	22,128	各種スポーツ教室の開設 14種目57教室 受講者数1,665人

### 施策(3)高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

#### ①高齢者等の社会参加の促進

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
99	生涯学習活動の推進	老人大学、コミュニティセンター、公民館などにおいて、社会の変化やニーズに対応した多様な学習機会の提供に努めます。また、地域間、施設間の連携を密にし、高齢者の日常生活圏域における学習事業の体制整備に努めます。	高齢者福祉課	-	高齢者相談センター(地域包括支援センター)と連携しながら、市域の老人クラブや町内会等に認知症や介護予防に係る学習機会を提供した。250件
100	生涯学習活動の推進	老人大学、コミュニティセンター、公民館などにおいて、社会の変化やニーズに対応した多様な学習機会の提供に努めます。また、地域間、施設間の連携を密にし、高齢者の日常生活圏域における学習事業の体制整備に努めます。	保健福祉課	-	出前講座:83回1,856人(65歳以上のみ再掲)
101	生涯学習活動の推進	老人大学、コミュニティセンター、公民館などにおいて、社会の変化やニーズに対応した多様な学習機会の提供に努めます。また、地域間、施設間の連携を密にし、高齢者の日常生活圏域における学習事業の体制整備に努めます。	生涯学習課	12,935	老人大学運営委託大学 大学51コース 大学院14コース 中央公民館主催教室 24講座 コミュニティセンター・公民館主催教室 18館43講座 拠点施設の主催教室 3施設23講座 地域学習センター 5講座
102	老人クラブ活動の支援	老人クラブ活動について普及・啓発を推進するとともに、住民自治組織と連携強化を促進します。	高齢者福祉課	8,909	老人クラブ連合会活動補助と老人クラブ連合会への委託事業である「高齢者健康づくり事業」を実施
103	シルバー人材センター事業の支援	三原市シルバー人材センターにおける会員確保、就業機会の開拓・提供、研修会の開催、情報の収集・提供などを促進します。	商工振興課	14,300	三原市シルバー人材センター運営費補助金の交付

#### ②介護予防等の推進

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
104	介護予防事業の実施	将来要介護状態になる危険性の高い高齢者に対し、各種介護予防事業を実施し、要介護状態になることの予防を図ります。 ●要介護認定率	高齢者福祉課	55,154	一次予防・二次予防事業を実施
105	包括的支援事業の実施	高齢者相談センター(地域包括支援センター)において、介護予防のケアマネジメント、総合相談、権利擁護事業などを実施し高齢者を支援します。	高齢者福祉課	94,311	高齢者相談センター(地域包括支援センター)において、介護予防のケアマネジメント、総合相談、権利擁護事業などを実施
106	認知症対策事業の実施	認知症理解の普及啓発、認知症予防、早期相談体制の充実、見守り支援などに取り組み、三原市認知症ケアシステムを推進します。 ●認知症サポーターの登録	高齢者福祉課	1,225	認知症理解の普及啓発、認知症予防、早期相談体制の充実、見守り支援など

#### ③地域生活の支援

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
107	在宅生活の支援	介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるような地域生活支援体制を構築します。 ●家族介護継続支援事業の実施 ●在宅福祉サービスの実施	高齢者福祉課	34,285	任意事業の実施 (家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業、家族介護継続支援事業、住宅改修地域利用促進事業、シルバーハウジング生活援助員派遣事業、ふれあい安心電話設置事業、寝具乾燥消毒サービス事業、外出支援サービス事業介護予防住宅改修事業等)

施策(4)子どもがのびのび育つ環境づくり

①地域における子育て支援の充実

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
108	地域子育て支援センターの設置	保育所などに地域子育て支援センターを設置し、子育て中の親子の交流や子育てサークルへの支援などを総合的にを行います。	子育て支援課	38,040	公立保育所3か所、私立保育所6か所を実施 延べ利用人数:19,933人
109	つどいの広場の設置	主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供する「つどいの広場」の設置をします。 ●つどいの広場の設置	子育て支援課	2,835	1カ所 利用者数:2,943人
110	放課後の子どもの健全育成	放課後子どもプランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図りながら、放課後の子どもの健全育成を推進します。放課後子ども教室については、未設置校区について、地域の状況を見ながら、設置に向けて検討を行います。 ●放課後児童クラブの設置	子育て支援課	127,259	放課後児童クラブの運営 23カ所
111	放課後の子どもの健全育成	放課後子どもプランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図りながら、放課後の子どもの健全育成を推進します。放課後子ども教室については、未設置校区について、地域の状況を見ながら、設置に向けて検討を行います。 ●放課後児童クラブの設置	生涯学習課	11,448	放課後子ども教室事業 市内公立小学校22校、全校に開設
112	放課後の子どもの健全育成	放課後子どもプランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図りながら、放課後の子どもの健全育成を推進します。放課後子ども教室については、未設置校区について、地域の状況を見ながら、設置に向けて検討を行います。 ●放課後児童クラブの設置	青少年女性課	-	関係部署と連携及び情報の共有
113	子育て支援総合コーディネーター事業	多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、ケースマネジメント、利用援助などを行います。 ●子育て支援総合コーディネーターの配置	子育て支援課	-	コーディネーターの配置はできていないが、保護者への情報提供は、「みはら子育てねっと」のWebサイトで行なっている。また、各子育て支援センターにおいて相談・利用援助などを行なっている。
114	ファミリー・サポート・センターの設置	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者を組織化したファミリー・サポート・センターを設置し、その相互援助活動を円滑に運営するために提供会員の増員に努めます。	子育て支援課	269	会員登録:193人 (依頼会員:103人、提供会員:71人、両方会員:19人)
115	地域交流の推進	高齢者との交流や中高生による体験学習、郷土芸能の伝承活動、保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携など、地域・学校・家庭での交流を促進します。 ●地域子育て支援サロン(社会福祉協議会)の開催 ●保育所地域活動事業の実施(老人会との交流・体験学習) ●地域交流の推進 ●子育てサポート充実事業の実施	子育て支援課	-	保育所行事の中で、地域交流を推進する。
116	地域交流の推進	高齢者との交流や中高生による体験学習、郷土芸能の伝承活動、保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携など、地域・学校・家庭での交流を促進します。 ●地域子育て支援サロン(社会福祉協議会)の開催 ●保育所地域活動事業の実施(老人会との交流・体験学習) ●地域交流の推進 ●子育てサポート充実事業の実施	学校教育課	-	地域の高齢者を学校に招いたり、地域行事に出向いたりして、積極的に地域交流を推進した。また、中学校においては、保育実習を実施したり小中連携を実施するなど、交流活動を行った。
117	地域交流の推進	高齢者との交流や中高生による体験学習、郷土芸能の伝承活動、保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携など、地域・学校・家庭での交流を促進します。 ●地域子育て支援サロン(社会福祉協議会)の開催 ●保育所地域活動事業の実施(老人会との交流・体験学習) ●地域交流の推進 ●子育てサポート充実事業の実施	生涯学習課	1,754	子育てサポート充実事業 市内幼稚園において、幼児及びその保護者を対象に地域と家庭の教育力を支援する事業を展開する。
118	少子化意識の啓発	市広報などによる意識啓発や情報提供、各種講座やセミナーなどの開催を行います。	子育て支援課	210	「みはら子育てねっと」(Web情報サイト)による情報提供 子育て講演会の開催

②子どもの健全育成の推進

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
119	青少年健全育成	地域・学校・関係機関・団体などの連携により、街頭補導やキャンペーン事業を実施して非行の防止・保護の徹底に努めます。また、関係機関・団体などの地域住民と連携・協力して、関係業界に対する子どもの有害情報の自主的措置を働きかけるほか、PTAと連携して子どもへの有害情報の危険性についての啓発活動を推進します。	青少年女性課	2,800	・関係団体と連携し、青少年健全育成大会(7/6)を開催し、講演会や啓発パレードを実施した。 ・生涯学習フェスティバルで青少年健全育成に関連する表彰等の啓発事業を実施した。 ・青少年育成三原市民運動推進大会(2/22)を開催し講演会等を実施した。
120	青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策の実施のため、地域・関係機関・団体との連絡調整を図ります。 ●青少年問題協議会の開催	青少年女性課	86	青少年問題協議会を開催(9/30)
121	食育の推進	心身の健康増進と豊かな人間形成を目指し、望ましい食習慣や知識の習得、生活リズムの向上、子どもの肥満防止、また、食に対する感謝の気持ちを育て、理解を深めるための食育を推進します。	学校教育課	278	「バランス給食コンテスト」を実施し、三原教育の日に表彰したり、レシピ集を各校に配布するなどして食育の推進を図った。また、給食指導を通して健全な食生活を身に付けるため指導を行った。

### ③安心して子どもが育つ環境整備

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
122	共助による子育て支援の推進	地域全体で子育てを支援する体制づくりを推進します。ファミリー・サポート・センターにおける提供会員を増やして、母親が安心して就労できる環境をつくります。	子育て支援課	-	ファミリー・サポート・センターの普及啓発
123	虐待防止ネットワークの形成	児童虐待に関する啓発(通告義務)を推進するとともに、関係機関との連携を強化して相談支援活動の拡充を図り、児童虐待の未然防止に努めます。 ●要保護児童対策地域協議会の設置	子育て支援課	2,221	児童虐待問題講演会の開催 街頭キャンペーンの実施 家庭児童相談員の配置 三原市児童虐待防止マニュアルのリニューアル
124	子どものいじめや不登校に対する対策	心の教室相談員やスクールカウンセラーによる児童・生徒・保護者の悩みへの相談対応、児童・生徒の学校生活への復帰や適応力の回復・育成を図ります。また、心の支援相談員の人材確保に努めるとともに、その配置について、学校の現状を把握し計画的に推進します。 ●三原ふれあい相談の実施 ●カウンセリング・相談活動事業の実施 ・心の教室相談員の配置 ・スクールカウンセラーの配置 ●三原ふれあい教室(適応指導教室)の設置	学校教育課	12,203	心の教室相談員(23名)、家庭訪問支援員(3名)を配置し、不登校やいじめの未然防止に努めるとともに、これらの問題に対応した。
125	子どものいじめや不登校に対する対策	心の教室相談員やスクールカウンセラーによる児童・生徒・保護者の悩みへの相談対応、児童・生徒の学校生活への復帰や適応力の回復・育成を図ります。また、心の支援相談員の人材確保に努めるとともに、その配置について、学校の現状を把握し計画的に推進します。 ●三原ふれあい相談の実施 ●カウンセリング・相談活動事業の実施 ・心の教室相談員の配置 ・スクールカウンセラーの配置 ●三原ふれあい教室(適応指導教室)の設置	青少年女性課	12,838	・青少年指導相談員(5名)、青少年支援相談員(1名)の配置 ・三原地域問題を抱える子ども等の自立支援事業(推進協議会2回開催、実施委員会3回開催)
126	地域防犯活動の推進	市民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供、対象者に応じた参加・体験・実践型の防犯学習を推進します。また、多様化する犯罪へ対応するため、関係機関の連携の強化を図ります。	生活環境課	3,587	子ども安全灯の管理、通学路危険箇所の修繕、安全パトロールの実施、メール配信システム、防犯ブザー購入補助、防犯カメラの設置及び管理

### 施策(5)国際交流や国際協力の取組みの推進

#### ①国際理解・異文化理解の促進

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
127	国際感覚豊かな人づくり	国際感覚を養う機会を提供し、国際化時代に対応する資質を育成します。 ●青少年海外研修交流事業の実施	青少年女性課	3,845	・シンガポールから生徒14名訪日(5/31~6/5)6日間 ・市内中学2年生14名(男6名、女8名)がシンガポールを訪問(8/1~8/8)8日間

#### ②国際交流の充実

NO.	事業	内容	担当課	H25年度実績	
				決算額(千円)	内容
128	国際交流体制の整備	市民・民間団体・行政などが協調連携し外国人に対するサービスの向上を推進するとともに、異文化交流をととして国際性豊かな地域社会づくりを推進します。 ●日本語学習支援ボランティア養成講座の開催	政策企画課	476	多文化共生や異文化理解を図ることを目的とした講演会を開催した。 講師:ダニエル・カールさん(タレント) 演題:「国際交流って、何なんだべ?」 日時:平成26年3月21日(祝・金) 14:00~15:30 場所:リージョンプラザ(文化ホール) 参加者:150名
129	国際交流団体への支援	国際理解を高めるため、外国人と地域住民との交流事業を行う国際交流団体に対して支援を行います。 ●国際交流団体の活動支援	生涯学習課	290	国際交流ネットワーク三原活動補助

## 平成25(2013)年度男女共同参画施策の進捗状況

市では、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、「三原市男女共同参画プラン(第2次)」〔計画期間 平成24年度～平成28年度〕を策定し施策を推進しています。

### 基本目標①男女共同参画を進めるための人づくり

評価項目		担当課	平成24年度	平成25年度	目標 (平成28年度)
政策・方針決定過程 への女性の参画促進	女性リーダー育成塾(仮称)の開催	青少年女性課	1回	1回	1回以上
	女性委員候補者リスト新規登録者数	青少年女性課	10人	5人	25人
	男女共同参画セミナーの参加者数	青少年女性課	227人	211人	255人以上
	各種審議会における女性委員の割合	青少年女性課	23.6%	23.9%	30%以上
教育・学習の推進	新学習指導要領の内容に即した指導計画の作成	学校教育課	—	整備	整備
	男女共同参画に関する世代別教育プログラムの整備・充実	青少年女性課	—	—	整備

### 基本目標②男女共同参画を実現するための環境づくり

評価項目		担当課	平成24年度	平成25年度	目標 (平成28年度)
広報・啓発の充実	市民協働ホームページへの登録団体数	政策企画課	74団体	78団体	120団体(H26)
職場における 男女共同参画の推進	家族経営協定の締結数	農林水産課	0件	0件	7件
	女性の参画により「6次産業化」など経営の多角化を進めている法人数	農林水産課	2法人	2法人	5法人
	起業家支援セミナー受講者数(累計)	商工振興課	9人	7人	25人
家庭における 男女共同参画の推進	男性向け介護教室の開催	高齢者福祉課	—	—	実施
	家族介護者交流事業の男性参加者数	高齢者福祉課	67人	55人	60人
	延長保育事業実施箇所数	子育て支援課	12カ所	12カ所	11カ所(H26)
	休日保育事業実施箇所数	子育て支援課	1カ所	1カ所	1カ所(H26)
	病児・病後児保育事業実施箇所数	子育て支援課	3カ所	4カ所	4カ所(H26)
一時預かり事業実施箇所数	教育振興課	6カ所	5カ所	7カ所(H26)	
男女間の暴力の根絶 に向けた取組みの推 進	相談しやすい体制(人口10万人当たりの相談 件数が県平均以上)	社会福祉課	219件	436件	300件
地域における 男女共同参画の推進	地域別ミニ集会の参加者数	青少年女性課	86人	91件	150人

### 基本目標③男女共同参画を支える社会づくり

評価項目		担当課	平成24年度	平成25年度	目標 (平成28年度)
市民団体等との協働 による男女共同参画 の推進	出前講座の利用件数	生涯学習課	964件	867件	890件以上
生涯を通じた健康づ くり支援	朝食をたべる人の割合	保健福祉課	87.3%	—	90%以上(H26)
	乳がん健診の受診率	保健福祉課	23.1%	21.9%	28%以上(H26)
高齢者等が安心して 暮らせる環境づくり	要介護認定率	高齢者福祉課	20.8%	20.6%	20%(H26)
	認知症サポーターの人数(累計)	高齢者福祉課	7,846人	8,936人	8,900人(H26)
子どもがのびのび育 つ環境づくり	つどいの広場の設置	子育て支援課	1カ所	1カ所	3カ所
	放課後児童クラブの設置	子育て支援課	22カ所	23カ所	23カ所
	子育て支援総合コーディネーターの配置	子育て支援課	—	—	実施
国際交流や国際協力 の取組みの推進	日本語学習支援ボランティア養成講座受講者数 (累計)	政策企画課	94人	150人	300人

(注) 目標欄にカッコ書きで表記されている年度は、他の計画により定められている目標年次です。

○三原市男女共同参画審議会の開催

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、三原市男女共同参画審議会を開催。

第1回

日時 平成25年11月27日(水) 16:00～

場所 城町庁舎2階 教育委員会室

議題

- ・会長及び副会長の選任について
- ・三原市男女共同参画プラン(第2次)の進捗状況について
- ・平成24年度の事業報告について

第2回

日時 平成26年2月24日(月) 16:00～

場所 城町庁舎2階 教育委員会室

議題

- ・三原市男女共同参画社会づくり表彰の審査について
- ・年次報告書について

○市民企画の三原いきいきセミナーの開催

男女共同参画社会の理解を広めるとともに、人材育成の場としてセミナーを開催。三原市教育委員会主催、みはらウィメンズネットワークによる企画・運営で実施。

回	実施日 場 所	内 容	講 師	受講者数 (うち男性)
1	H25.8.24(土) 城町庁舎 大会議室	「てくてく三原のまち再 発見」	小森 キヨミ (アゼリアガイド みはら)	44(4)
2	H25.11.2(土) 城町庁舎 大会議室	人形劇「泣いた赤鬼」ほ か	パペットサークル げんき組 大内 隆 (県立広島大学助教)	46(11)
3	H25.12.8(日) 城町庁舎 大会議室	「酪農教育ファーム 食や命の大切さを学ん	岡田 典子 (世羅高原6次産	34(3)

		で」	業ネットワーク 副会長)	
4	H26.1.18(土) 城町庁舎 大会議室	「地域における企業の 使命」	森光 孝雅 (株)八天堂 代表取締役)	54(25)
5	H26.2.23(日) 城町庁舎 大会議室	「せんべい布団に茶漬 け」 ～包まれて生きる女性的 自然観を見直す～	田原 開起 (保護司)	33(6)



#### ○三原市男女共同参画職員研修会の開催

男女共同参画社会の実現のため、職員が条例の基本理念を理解し、それぞれの職場で男女共同参画の視点を持ち実践する力を養うために、職員研修会を実施。

日 時 平成 25 年 12 月 24 日 (火) 午前・午後の 2 回

場 所 城町庁舎 大会議室

対 象 三原市職員 (各課に割り当て)

講 師 福山大学教授 青野 篤子

内 容 『男女共同参画の実現に向けて』

受講者 94 人 (うち男性 73 人)

#### ○男女共同参画講演会の開催

男女共同参画社会の理解を広めるとともに、意識啓発を行うため講演会を開催。

<老人大学教養講座 男女共同参画講演会>

日 時 平成 25 年 5 月 27 日 (月) 13:30～

場 所 三原リージョンプラザ 文化ホール

対 象 老人大学の学生, 一般市民

講 師 広島県立大学（現県立広島大学）名誉教授 野原 健一

内 容 「男女共同参画の意義とまちづくり」

受講者 186人（うち男性 59人）

<みんなの男女共同参画講演会>

日 時 平成25年6月16日（日）13:30～

場 所 三原市ゆめきやりあセンター

対 象 一般市民

講 師 NHK大阪放送局チーフ・アナウンサー 杉浦 圭子

内 容 「仕事と家庭の両立」～わたしとヒロシマ～

受講者 150人（うち男性 17人）



<三原市男女共同参画推進条例制定記念日講演会>

日 時 平成25年9月28日（土）13:30～

場 所 三原市本郷生涯学習センター にいたかホール

対 象 一般市民

講 師 弁護士 菊池 幸夫

内 容 「出会いの人生から学んだこと」

～仕事も家庭も一生懸命！～

受講者 160人（うち男性 53人）



<みんなの男女共同参画講演会>

日 時 平成26年3月9日（日）13:30～

場 所 三原市ゆめきやりあセンター

対 象 一般市民

講 師 アルパ奏者 内海 淳子

内 容 「みんな〇！まる」

受講者 65人（うち男性 17人）

○三原市男女共同参画社会づくり表彰

三原市男女共同参画推進条例第15条に基づき、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民、市民団体、事業者、教育に携わる者を表彰。

日 時 平成26年3月9日（日）13:00～

場 所 三原市ゆめきやりあセンター

内 容 被表彰者

- ・市民の部 吉本 知子
- ・市民団体の部 三原市女性会連合会
- ・教育に携わる者の部 高木 安雄



#### ○年次報告書の作成

三原市男女共同参画推進条例第 16 条に基づき、男女共同参画についての理解を深めるため、施策の実施状況について年次報告書を作成。

作成年度 平成 24 年度

#### ○情報誌の発行

男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「with YOU」の発行。

号 数 第 13 号

部 数 44,000 部

発行年月 平成 25 年 11 月

内 容 平成 24 (2012) 年度男女共同参画施策の進捗状況、三原市男女共同参画推進条例制定記念日講演会、市民企画の「第 1 回三原いきいきセミナー」開催、キラリストの紹介  
(編集委員会を 4 回開催)

#### ○地域別ミニ集会の開催

自治会、地域活動組織などに対し、性別にとらわれない参加、役割分担を促進し、意思方針決定の場においても女性が主体的に関わることなどを啓発するため、ミニ集会(出前講座)を実施。

団 体 名	日にち	場 所	内 容	受講者数 (うち男性)
南方女性会	H25. 8.24	南方コミセン	男女共同参画社会	26 (0)
本町女性会	H25. 8.27	本町縁がわサロンいろは	男女共同参画社会	15 (5)
みはら L C S	H25.11.20	かねしょう	男女共同参画社会	11 (0)
中之町女性会	H25.12.10	中之町コミセン	男女共同参画社会	19 (0)
神田女性会	H26. 3.22	神田公民館	男女共同参画社会	20 (0)

#### ○女性のための人材育成セミナーの開催

市民（20歳以上の女性）対象のセミナーを開催し，男女共同参画について理解し，具体的に推進に向けて活動できる人材を育成する。このセミナーを修了（3回以上受講）した参加者は，市の審議会や委員会の女性委員登用候補者として登録。

日 程 9月26日から10月24日までの木曜日

時 間 18時30分～20時まで

場 所 ゆめきやりあセンター

受講者 13人（うち13人に修了証交付，5人が人材登録）

#### 人材育成セミナー

	日 程	講 師	演 題	内 容
概論	9月26日	元広島県女性会議 理事長 吉村 幸子	「男女共同参画社会 づくりに向けて」 ～“気づき”の視点 をもつ～	○男女共同参画について の概論。 ○男女共同参画社会づ くりの意義。
各論	10月3日	交流分析士 広島市男女共同参 画審議会委員 井手口 ヤヨイ	「地域づくりにおけ るコミュニケーション のポイント」	○地域に住む多様な人 材とともに地域づくりに 取り組むためのコミュニ ケーションのこつ を学ぶ。 ○少子高齢等による地 域構成メンバーの変化 から新たなネットワー クづくりを学ぶ。
	10月10日	福山市立大学 教授 正保 正恵	「一人ひとりが輝く ために～ワーク・ライ フ・バランス～」	○ワーク・ライフ・バラ ンスの推進に向けて社 会全体が変わろうとし ている，その背景を知 る。 ○自分自身にとっての ベストバランスを考え る契機とする。
	10月17日	臨床社会学者 春日 キスヨ	「変容する家族，変容 する地域～高齢期を 主体的に生きる～」	○少子，高齢化，晩婚化 等が家族にどのような 変化をもたらし，現在 何が課題となっている

				かを知り，人生 80 年の これからの生き方を考 える。
ま と め	10 月 24 日	元広島県女性会議 理事長 吉村 幸子	「これからの地域づ くり～人材が人財と なるために～」	○受講生同士の意見交 換。 ○三原市のこれからの 男女共同参画社会づく りにむけての自分達の 意見を共有する。



#### ○女性団体のネットワークづくり

みはらウィメンズネットワークなど団体ネットワークづくりを推進し，女性団体やグループの連携強化を図る。

- ・理事会の開催 年 6 回
- ・総会の開催 年 1 回
- ・研修の実施 「日本女性会議 2013 あなん」 徳島県阿南市  
10 月 11 日（金）～12 日（土）16 名参加
- ・ミニ集会の開催
- ・市民企画の三原いきいきセミナーの企画，運営
- ・みんなの男女共同参画講演会の企画，運営
- ・ピンクリボン・キャンペーンの実施

○三原市男女共同参画推進条例

平成23年3月31日

条例第9号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本施策等（第8条—第16条）

第3章 男女共同参画審議会（第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが、国際社会とも連動して進められる中、男女共同参画社会基本法が制定された。

三原市においても、この基本法の理念にのっとり、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、取組みを進めているが、少子化や長寿社会の到来等、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応していくためには、なお一層の取組みが求められている。

よって、私たちは、市・市民・市民団体・事業者・教育に携わる者という多様な主体の協働により、家庭生活、仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の調和が図られた男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し，又は市内で活動するすべての個人のことをいう。
- (4) 市民団体 市内において活動する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体のことをいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人のことをいう。
- (6) 教育に携わる者 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校において教育に携わる者及び市が実施する社会教育に携わる者のことをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は，次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること，男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女がその持てる力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が，男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が，社会の対等な構成員として，市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，家庭生活と仕事，地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるようにすること。

(5) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び市民団体の責務)

第5条 市民及び市民団体(以下「市民等」という。)は、第3条の基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、事業活動に関して、男女が対等な立場で参画する機会を確保し、仕事と家庭、地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

## 第2章 基本施策等

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定又は変更（以下「策定等」という。）するに当たって、市民等、事業者及び教育に携わる者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画の策定等をするに当たって、あらかじめ三原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画の策定等をしたときは、公表しなければならない。

（男女共同参画に関する活動の支援）

第9条 市は、市民等及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（家庭生活における活動とその他の活動との両立支援）

第10条 市は、家族を構成する男女が、互いに家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立させることができるよう、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（生涯を通じた健康支援）

第11条 市は、男女が互いに身体的特徴及び性について理解し、生涯にわたり健康に生活できるよう、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性に基づく差別的取扱い等に対する支援）

第12条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性に基づく差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 市は、あらゆる性に基づく人権侵害を防止するための施策を講ずるよう努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り、相談機関及び各種制度の紹介、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（苦情の処理）

第13条 市民等、事業者又は教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関との連携を図りながら必要な助言を行う等適切に対応するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による申出に対応するため、三原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(表彰)

第15条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民等、事業者又は教育に携わる者を表彰することができる。

(年次報告)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 男女共同参画審議会

(三原市男女共同参画審議会)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、三原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びに審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

平成26（2014）年版

三原市の男女共同参画に関する年次報告

平成27年3月発行

編集・発行 三原市生活環境部 人権推進課